

平成 19 年 9 月 7 日

建設計画の正当性を問う（第 1 部）

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
（会長 宮田温巳）

拝啓 正副連合長 殿

広域連合が進めてきた新ごみ処理施設建設計画めぐりの問題は、混迷を極めていきます。私どもは、当初から建設計画に反対の立場をとってきました。しかし、残念なことに私どもがなぜ反対なのか、連合の関係者および住民に十分理解されているとは言いがたいのが現状です。そこで、選定委員会の議事録とその復命書を中心として、用地選定過程の正当性を検証しました。それが添付した「用地選定過程を検証する」です。

「疑問点ないしは問題点」は全部で 41 項目に及びます。ここではそれを集約して下記の 5 項目にまとめてあります。それは、本計画の実施に正当性がないことを集約的に主張するものです。私どもは、検証文を基に本計画の白紙撤回ないしは一時凍結を強く主張するものです。それに対して、連合が賢明に対応してくださることを期待してやみません。なお、この検証文を多くの人に知ってもらうために、ごみ連協およびその他のホーム・ページに掲載いたしますのであらかじめご承知おきください。

敬具

記

1) 当初から破綻している計画：

本建設計画はごみ処理の広域化が大きな眼目です。しかしながら、計画が 3 市村の住民の共通の関心事となったことはありません。大町市および小谷村の住民にとってはいまや他人事です。実際、説明会の開催はおろか、説明書も 2 市村の住民には今日（平成 19 年 9 月現在）に至るまで配布されていません。また

小谷村の小林村長は、説明会にほぼ毎回出席されていましたが、自ら発言されたことはありません。小林村長にとっても、ゴミ問題は今や他人事です。これでは広域化を謳う本計画が当初から破綻していると考えざるを得ません（本論13ページ参照）。本建設計画の正当性が疑われるゆえんです。

（注）平成19年8月28日の北アルプス広域連合議会で、太田欣一議員は、「説明会は白馬のみならず大北全体の問題でもある。大町でも説明会や公報を行なう必要がある」という趣旨の発言をしています。それに対し連合長は、「そのとおりだ。今は市民から声がないが、求めがあれば積極的にやりたい」という趣旨のことばで応じています。「求めがあれば」とする留保は、求めがなければやらないという意味です。本音はやる気がないのです。

2) 密室政治の典型：

本建設計画を進めるのに当たって連合が犯した最大の誤りは、用地選定過程および選定の意思決定過程の非開示です。それを成文化したのが運営規程です（本論1～2ページ参照）。それは、憲法が保障する住民の知る権利を無視し、民主主義の要諦たる公共性と透明性というルールを無視したはなはだ乱暴な手法です。それは住民の自由な意思決定権を否定するものです。自由な意思決定権は選挙によって選ばれた首長と住民の契約に由来するものです。密室政治はその契約を一方向的に破棄するのと同じです。

問題なのは、その規程の策定に参加しなかったとされる選定委員の恐るべき自治意識の欠如です。主役は事務局であって、選定委員会は言うに及ばず広域連合議会や3市村の議会は、通過儀礼のためのいわば形式に過ぎませんでした（本論7～8ページ参照）。こうした事例は、この国の大方の政治家には、政治に対する理想や哲学がないことを示していると考えます。

戦後62年、未だにこうした手法がまかり通っていることに、この国の政治に対して深い絶望感さえ抱きます。連合は、非開示の理由として、「無用な混乱を起こさないため」を錦の御旗にして今日までそれを主張し続けていますが、事態はまったく逆です。反対運動の大きな理由の一つは、選定過程の不透明性と情報の非開示にあったことはいまさら論議の余地がありません。これ一つをとっても本建設計画には、正当性がありません。

ついでながら、選定委員会が最終候補地と決定した平成19年2月15日の夜に、飯森では関係者を集めてのオフレコ（内密）の「説明会」が行われました。これでは、選定過程と意思決定過程の透明性などクソ食らえ、です。密室政治の

典型です（本論 10 ページ参照）。

3) 選定過程と意思決定過程の不透明性：

私どもはこの検証作業によって、選定過程と意思決定過程の不透明性が十分証明されたと考えます。その一つは、議事録と白馬村の復命書の間にもあまりにも多くの矛盾点があることです（とりわけ第1回の議事録と復命書の内容上の乖離を見よ）。実際、議事録か復命書のどちらかが虚偽の記載をしているとしか考えられないところはいくつもあります。さらに、第1回の選定委員会の会議〔平成18年5月30日〕と第2回の会議〔9月5日〕の間にはほぼ3ヶ月の空白期間があります。連合の説明にもかかわらず不可解な展開です。こうしたことは、建設計画そのものの正当性を疑わせるのに十分なものです（本論5ページ参照）。

4) 選定の二重基準：

今回の選定には二つの基準があります。表の基準と裏の基準です。表の基準は用地選定委員会の基準です。裏の基準は各市村のトップレベルの関係者が参加する「ごみ処理広域化打ち合わせ会」です。用地選定に決定打を放ったのはこの会です。飯森地区に最終決定した表の基準は、平成19年の2月15日の用地選定委員会の決定ですが、裏の基準は、平成18年の10月20日の3市村の首長、助役など行政の最高幹部が集って行なわれた「打ち合わせ会」での決定です。まるで沖縄返還に伴う「密約」が存在したのと同じです。選定過程と意思決定過程が不透明なのも当たり前だったと言えます。本計画の正当性はこれだけで十分損なわれています。なお、この問題については本論の主要テーマではありませんので詳述してありません。いずれ稿を改めて論じます。

5) 一貫性のない説明：

説明に一貫性がありません。一例をあげれば、第5回の議事録（本論7ページ参照）によれば、活断層について「...何メートル離せばよいのかという基準はありません」と明言していますが、最近では建設案の50メートルで安全だとする説明が変わっています。いつの間にか何メートルなら安全という説明が変わったのです。その根拠のひとつとして地層の違うカリフォルニアのしかも年代不詳の法律を持ち出して、15メートルでも安全という資料があることを強調しています。要するに説明に一貫性がないのです。これまた本計画の正当性を疑わせるものです。

以上のように正当性それ自体が疑われる本建設計画は、一刻も早く白紙撤回ないしは一時凍結にすべきものと考えます。